

東北地方太平洋沖地震で浦添市へ避難されているみなさまへ

沖縄県受入被災者 支援見舞金給付事業

東北地方太平洋沖地震で被災された方で浦添市に避難（1ヶ月以上居住・滞在予定）してきた世帯に対し、支援見舞金を給付します。

給付金額20万円 1世帯1回限りの交付となります。

※ただし、単身者については10万円

対象者

- ①岩手県、福島県、宮城県
地震や津波により、住居が半壊または全壊し、り災証明書を有する方。
- ②福島県
原子力災害による避難・屋内退避の指示対象区域に居住し、被災証明書を有する方。
 - 上記①、②に該当する世帯で、浦添市内に避難し、当分の間（1ヶ月以上）市内において居住・滞在し、連絡の取れる方。

申込締め切り

- 平成23年6月30日（木）まで

申込みに必要な書類

- り災証明書、被災証明書（福島県に限る）及び本人確認及び被災地に住所を有していることを確認できる書類（運転免許証など）。
- 印鑑 ※準備できない場合、相談に応じます

送金など

- 指定の金融機関口座（本人名義に限る）への振り込みを原則とします。
※金融機関の口座使用ができない場合、相談に応じます

その他

- あわせて、生活福祉資金（緊急小口資金貸付）を申込みことも可能です。 ※原則10万円以内
▷お問い合わせ：浦添市社会福祉協議会 TEL.098-877-8226（代表）
- 浦添市東日本大震災被災者見舞金支給制度もあります。
▷お問い合わせ：浦添市役所 総務課 行政係 TEL.098-876-1234（内線2013）

審査の結果、給付を行わないこともあります。

また、不正な手段や虚偽の申請により給付を受けた場合は返還を命ずることがあります。

※沖縄県受入被災者支援見舞金給付事業は、沖縄県内に避難している世帯が対象です。浦添市以外の他市町村で避難されている方は、避難先の市町村社会福祉協議会の窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ・申込先

浦添市社会福祉協議会 浦添市仲間1丁目10番7号 ☎098-877-8226(代表)